

令和元年9月号

第152号

くらしウォッチャーだより

contents

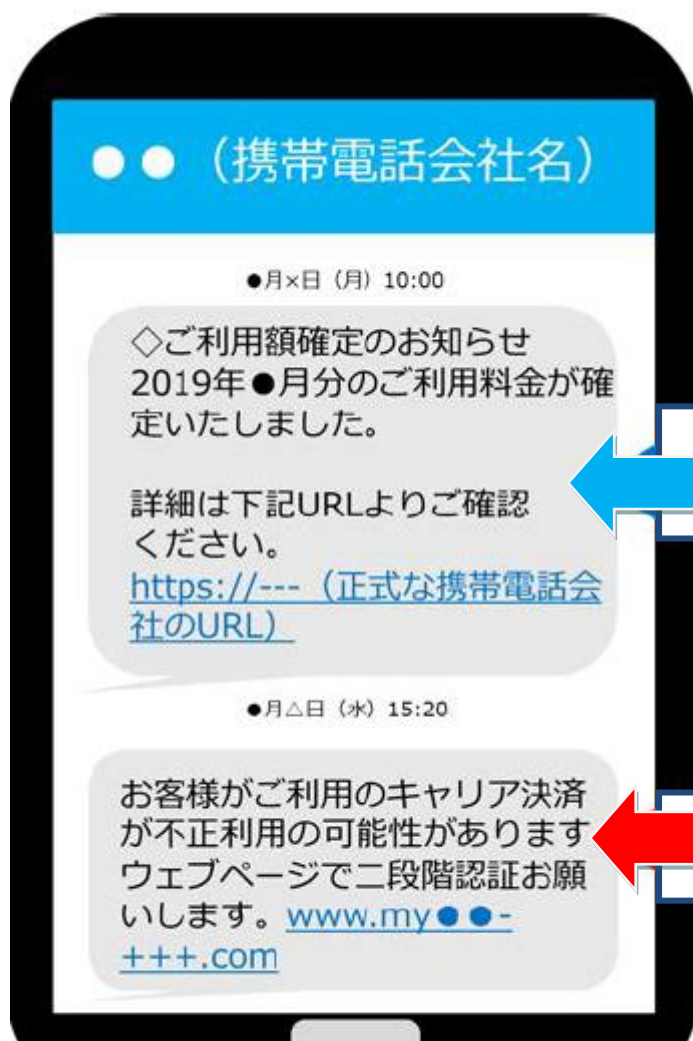
★トピックス 注意喚起情報

★大崎市消費生活ウォッチャー 9月調査結果から

＜消費生活関連・食品の品質表示関連＞

携帯電話会社を語る偽SMSにご注意！

～あなたのキャリア決済が狙われています～



全国の消費生活センター等には、「携帯電話会社名で『不正ログインされた可能性があるので、IDとパスワードを変更してください』等のSMS（ショートメッセージサービス）が届き、携帯電話会社のID、パスワード、暗証番号を入力したら、その携帯電話会社を騙る偽SMSをきっかけに消費者のキャリア決済が不正利用された」という相談が寄せられています。

携帯電話会社を送った
正式なSMS

★詐欺業者から搾取したIDを悪用してキャリア決済された場合は、購入店や携帯電話会社へトラブルについて申し出ましょう！

★購入金・決済内容の記載されたメールを確認しておくこと。

詐欺業者を送った
偽SMS

★キャリア決済の不正利用や偽のSMS・メールの事前対策をしましょう！

(独立行政法人国民生活センター9月5日

報道発表資料より抜粋)

参考：相談事例を基に作成した偽SMSのイメージ

消費生活関連

9月中旬に11名のウォッチャーから報告を受けた情報を販売形態別にまとめました。

電話勧誘

* 電話の怪しい勧誘, しつこい勧誘, 目的がわからない勧誘などの報告です *

- ・年間の電気代を聞かれ, 「希望があれば家に訪問してソーラーを取り付けた場合の電気代の変化をシュミレーションしてします。」という話だったが断った。
- ・「ネット料金が安くなる。」と何度も電話がかかって来た。
- ・「安い電力に変えるために, メーター調べの電力のお客様番号を確認したい。」と電話が来たが断った。
- ・太陽光発電の音声アナウンスによるセールスの電話がかかって来た。同じ業者から3回も電話がかかって来たので迷惑だ。
- ・大手電話回線に戻すために, お勧めだと電話が来た。

消費生活相談員からのコメント

相変わらず電話勧誘の報告が多く寄せられています。今月は, 電力関連・電気料金, 太陽光発電・電話回線等で, 契約すると料金が安くなるというセールストークや同じ業者から何度も電話が来る, それも音声アナウンスで機械的ということで, 迷惑な勧誘と思われますので, 電話を切る対応しかないようですね。消費生活センターにも電話代が安くなると説明されて契約したが安くなかったという相談もありますので, 契約内容をよく確かめて冷静に判断してください。

訪問販売

* 突然来た業者から自宅等で販売勧誘された情報の報告です *

- ・「布団屋で古い布団を引き取ります」と, 名札をガラス越しに見せて言うので, 玄関を開けずに断った。

訪問購入

* 貴金属などの買い取りの訪問などについての情報です *

- ・「安心の現金買取, 不要な物は何でも買い取る。」と勧誘があり, しつこいと思ったので断った。
- ・自宅へ出張買取・不用品回収のチラシのポスティングがあった。



消費生活相談員からのコメント

訪問購入の契約の場合は特定商取引法において, 勧誘を要請していない者に対する勧誘を禁止しています。消費者から要請しないのに, 例えば「貴金属の買取をします。」と業者に突然訪問された場合には, 「訪問購入はお断りします。」と断ってください。契約する意思のない消費者へ勧誘をしてはならないと規制しています。訪問を受け迷惑な勧誘の場合は, 消費生活センターに情報をお寄せください。最近, チラシ等のポスティングは, DMによるものが目立ち, 広告を見て消費者が, 訪問を要請する場合には, 事前に商品の買い取りのおおよその査定額などを確かめ, 契約書の交付内容をきちんと読んで, 納得できる内容かどうか慎重に判断してください。

食品の品質表示

9月中に11名のウォッチャーが日常生活で店舗調査した結果です。下記の4つの品目について表示事項を確認しました。

〈9月分〉

品目別		調査品	表示事項	調査延べ店舗数	表示状況	
生 鮮 食 品	農産物	じゃがいも	名称・産地	22	有	22
					無	0
		ぶどう		22	有	22
					無	0
	水産物	貝	名称・産地	22	有	22
					無	0
畜産物	鶏肉		22	有	22	
				無	0	
加工食品		とうふ	名称・原材料名・内容量・賞味期限・保存方法・製造者(販売者)名・製造者(販売者)住所	22	有	22
					無	0

◆報告

- ・ぶどうは箱売りより房売りが多くなっているようだ。
- ・「シャインマスカット」の大粒は値段が高いけど、美味しい。



消費生活相談員のコメント

今が旬のぶどうについての報告がありました。

ぶどうには「種あり」と「種なし」がありますが、消費者に好まれるのは食べやすい種なしぶどうのようです。この人気の高い種なしぶどう、じつはその多くは最初から種がないのではなく、栽培の過程で「ジベレリン」などの植物ホルモンを使用することで種なしにしているのです。よく店頭で見かける「デラウェア」や「種なし巨峰」「種なしピオーネ」などがこのタイプです。

〈種ができない仕組みとは?〉

通常、果実はめしべの柱頭に花粉がついて受粉することで子房の中に種子ができ、子房がふくらんで実になります。ところが、ぶどうは受粉しなくても、房をジベレリン液に浸すことで実を作ることができます。その結果、受粉していないので種の無いぶどうができるというわけです。

〈実際にはどのような処理をするの?〉

ジベレリン処理は満開前と満開後の2度にわたって行います。1度目は種なしにするため、そして2度目は果粒を肥大化させるためです。2度目の処理をしないと果粒が成長しないため、手間がかかりますがこの作業は欠かせません。このように大変な作業のおかげでおいしい種なしぶどうが食卓に届いているのですね。

ちなみに、もともと種のない品種もあるようです。

(果物情報サイト「果物ナビ」HPより引用)

～編集後記～

消費税の引き上げに伴い、消費生活相談の窓口にも「どのような品物が軽減税率の対象になるのか。」また、「キャッシュレス・ポイント還元はどのような制度なのか。」などの問い合わせが寄せられています。国では消費税や、キャッシュレス消費者還元、消費税引き上げに伴う便乗値上げなどの専用の相談窓口が設置されています。疑問がある場合には下記の専門相談窓口にお問い合わせください。

- ・消費税軽減税率の相談：「軽減コールセンター」0120(205)553
- ・消費税価格転嫁等の相談：「総合相談センター」0120(200)040
- ・キャッシュレス・消費者還元の相談：「キャッシュレス・消費者還元事業事務局」0120(010)975

(参考資料:国税庁, 内閣府, 経済産業省 HP)

本誌「くらしウォッチャーだより」では、消費者基本法、大崎市消費生活ウォッチャー設置規則に基づき、消費生活ウォッチャーから寄せられた報告文書等の中から、被害の未然防止に役立つ情報を提供しております。

掲載される報告やコメントは、全てのトラブルや相談に適用するものではなく、具体的な対応は個々の事案により異なります。大崎市消費生活センターでは、消費生活関係法令に照らした事実調査を行ったうえで、必要と認めた場合は各関係機関へ指導や要請を行うこととしております。

※無断で転用や掲載、引用することは固くお断りいたします。



消費生活に関する相談、各種講座等のお問合せ、この情報誌についてのご意見等は、下記宛にご連絡ください。

大崎市消費生活センター(大崎市総務部市政情報課)

受付 月～金(祝日を除く)午前9時～午後4時

Tel. 0229-21-7321(直通) 0229-23-9125 ・ Fax. 0229-24-9595

E-mail: shisei@city.osaki.miyagi.jp

〒989-6188

大崎市古川七日町1番1号(東庁舎1階)



令和元年10月17日